

質問回答書

業務名：横浜市障害児・者歯科保健医療実態調査業務委託

	質問内容	回答
1	業務説明資料の「5 業務概要」の「(1) 実態調査 ウ調査の実施 (ウ)調査に関する問合せ窓口の設置」について、「電話」「E-メール」以外に対応窓口として必須のものがあればご教示いただきたい。	「電話」「E-メール」以外に対応窓口として必須のものはありません。
2	業務説明資料の「5 業務概要」の「(1) 実態調査 ア調査方法」について、「7 障害福祉サービス事業所」で想定している対象となる事業所の提供サービスについてご教示いただきたい。また、提案によって提供サービスの区分を変更することは可能か。	想定している対象となる事業所の提供サービスは、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」です。 なお、提案によって提供サービスの区分を変更することは可能です。
3	業務説明資料の「5 業務概要」の「(2) 二次医療機関の検討」について、検討を進めるにあたり、横浜市歯科医師会が運営している横浜市歯科保健医療センターの運営状況に関する財務諸表や診療実績、固定資産台帳等の情報を開示もしくは、検討にあたり横浜市歯科医師会に、上記に該当するデータ提供の協力を頂くことは可能か。	委託者から横浜市歯科医師会に対して本調査に対する協力を依頼しますが、その内容は委託者と横浜市歯科医師会の協議により決定します。